

定(子ども一人あたり1万円以上)されており、それに伴って給与水準の高い地域にますます保育士が流れてしまう傾向となっている。この傾向は、今後より深刻な事態を生じさせることが予想される。しかも、保育士確保のために、東京都を始めとした財政規模の豊かな市(仙台市、大崎市、岩沼市)や町(亘理町等)においては、さらなる給与の上乗せが既になされたり検討されたりしているが、当法人の施設があるような地域では、何らの対策も講じられていないだけでなく、「給与だけの問題ではない」とか、「頑張っただけで仙台並みに給与を支払っていただきたい」の考えを言われるだけで、まったく解決の糸口が見えないものとなっている。

②各施設の経年劣化に伴う補修・改修等

・ 第一光の子保育園

園舎が築9年を経過することから、様々な修繕箇所が出てくることが予想されると共に、設備関係も耐用年数を越え始めていることから、そのことへの対応を順次して行く予定。

・ 第二光の子保育園

元々と90名定員の補助金で施設整備した園舎であることから、建築当初予定していた使い方ができない中での保育となっていることから、待機児解消後には、定員を90名に戻させていただけるように願っている。

2005年2月に引渡しを受けた園舎であることから、築15年を経過したことから様々な修繕箇所が出ていると共に、設備関係も耐用年数を越えていることから、そのことへの対応を順次している。ガスバルクタンクが、耐用年数を間もなくむかえることになる。

・ 角田光の子保育園

開園したばかりの施設であることから、細々とした備品等の購入が必要になっている。

③第一・第二光の子保育園の認定こども園(保育所型または幼保連携型)への移行

・ 第一光の子保育園

園舎の状況を見るとき、第一光の子保育園の園舎の最低基準上を満たす収容人数としては最大限250名の乳幼児を受け入れることができるにもかかわらず、保育士不足の問題はあるものの、まだまだ受け入れることができる施設(建物)の状態となっている。

そうしたことを考慮して認定こども園へ移行することで、1号認定(幼稚園利用)の3歳児・4歳児・5歳児を受け入れることができる施設とする。大河原町の保育施設の中でも最も評判の良い施設となっていることから、利用される乳幼児の確保は可能だと考えられる。町の担当課と協議中。

・ 第二光の子保育園

第二光の子保育園としましても、国の幼児教育・保育政策の中心が、認定こども園になりつつあることと、保育園(所)のままでは教育的な位置づけが曖昧なままであることの理由から、国の幼児教育・保育政策の中心にありつづけるために認定こ

ども園への移行を検討中。幸い保育士資格と幼稚園教諭との資格からなる「保育教諭」については、未だにその取り扱いについての議論がなされてはならず、猶予期間となっている。

・角田光の子保育園

角田市の要請により、当分の間、認定こども園への移行はしないものとして考えている。

認定こども園の状況について簡単に記しますと、認定こども園への移行は著しく、ワースト4の県となっている宮城県においては、実感として感ずることはないものと思われるが、他県においては幼稚園が全て認定こども園に移行している状況さえ出てきている。また、すでに、今年度末には卒園する園児の数としては、幼稚園の卒園児の数を認定こども園が上回るとされている。

また、少子化傾向も激しく、東北六県の青森県や秋田県、岩手県の中心部以外では、5年前の数分の一の出生数となっており、地域によっては、その年に生まれた20数人の乳児を、5、6箇所の保育園が定員を減らして受け入れているとの話もある。

今年度は、新型コロナウイルスへの感染対策を第一に考えなければ、仮に職員の中から感染者が出てしまったような場合には、施設を休園としなければならない事態に追い込まれることが想定されることから、職員が感染源となってしまうことだけは避けなければならないものとして取り組んできました。具体的には、やむを得ない場合を除き、感染確認者が多い地域である東京や北海道、大阪には行かないように努めていただき、やむを得ずそうした地域に行かざるを得ない場合には、戻って来られてから数日間(約一週間ほど)は様子を見ていただくようお願いしている。その期間の休みの取り扱いについては、半分は有休を使っていただき、残りの半分については特別休暇として給与の6割を保障することとしました。

また、職員が妊娠して、医師より新型コロナウイルスの問題を考慮して、職場を休んだほうが良いと言われた場合の国の補助制度があることから、急遽、社会保険労務士の吉田尚弘氏(当法人評議員)にご相談して、その制度に対応できるように就業規則を変更していただき、労働基準監督署に提出いたしました。なお、この制度は、現在の時点では、すでに、今年の1月末で終了したものとなっております。その場合、保障されていたのは、基本給の7割ということになっていました。今後、この制度がどのようになっていくのかは不明です。

この制度のことについては、たまたま岩沼保育園に、国の労働局から委嘱されていた社会保険労務士から連絡があり、その社会保険労務士からの説明によって知った制度であったこともあり、時間的な余裕がなかったことから、社会保険労務士の吉田尚弘氏に相談して進めた次第です。